

第 12 号議案

令和2年度（2020年度）町田市下水道事業会計予算

（総 則）

第 1 条 令和2年度（2020年度）町田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）計 画 人 口	424,855 人
（2）年 間 総 処 理 水 量	43,881,030 m ³
（3）一 日 平 均 処 理 水 量	120,222 m ³
（4）主 な 建 設 改 良 事 業	
①管渠整備費	1,538,082 千円
②管渠改良費	148,000 千円
③処理場改良費	880,934 千円

（収益的收入及び支出）

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益	12,971,448 千円	
第 1 項 営 業 収 益	6,111,368 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益	6,857,938 千円	
第 3 項 特 別 利 益	2,142 千円	
	支 出	
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用	12,411,090 千円	
第 1 項 営 業 費 用	11,346,965 千円	
第 2 項 営 業 外 費 用	960,848 千円	
第 3 項 特 別 損 失	73,277 千円	
第 4 項 予 備 費	30,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,635,596千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額166,410千円、引継金103,000千円、当年度損益勘定留保資金1,899,111千円、及び当年度利益剰余金処分額467,075千円で補填するものとする）

収 入	
第1款 資本的収入	2,794,587 千円
第1項 企業債	2,086,500 千円
第2項 他会計負担金	143,223 千円
第3項 補助金	547,279 千円
第4項 固定資産売却代金	2,261 千円
第5項 分担金及び負担金	14,266 千円
第6項 長期貸付金償還金	1,058 千円

支 出	
第1款 資本的支出	5,430,183 千円
第1項 建設改良費	2,588,614 千円
第2項 固定資産購入費	642 千円
第3項 企業債償還金	2,840,927 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額はそれぞれ496,634千円及び476,305千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
成瀬クリーンセンター改良事業 監視制御設備更新工事	令和2年度から 令和3年度まで	367,500 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業 (建 設 改 良)	1,758,500 千円	証書借入又は証券発行。 事業その他の都合により、起債の一部又は全部を翌年度へ繰越して借入れることができる。起債前借することができる。	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの時から据置を含み40年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により据置期間といえども繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、もしくは低利債に借換することができる。
資 本 費 平 準 化 対 策	328,000 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費と企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 843,660 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,361千円である。

令和2年(2020年)2月21日 提出

東京都町田市長 石 阪 丈 一